

☆☆ 船橋英会話会則☆☆

第1条（名称）

本会は船橋英会話（略称FESS）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は会長指定の役員宅に置く。

第3条（目的）

本会は、英会話を通し外国人と会員間の親睦を深めることにより、会員および本会の向上を図り、もって社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

第4条（構成）

本会は、前条の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第5条（活動）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①定例の活動（毎週木曜日および土曜日）
- ②定例以外の活動、または各種行事等
- ③その他、本会の目的達成に必要な活動

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。また、必要により他の役員を置くことを妨げない。

会長 1名 副会長 1名ないし2名

会計 1名 会計監査 1名

第7条（役員を選任および任期）

役員は総会によって選任し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第8条（役員の仕事）

役員の仕事は次のとおりとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その会務を代行する。
- ③会計は、本会の経理事務を担当する。
- ④会計監査は本会の経理事務の状況を監査する。

第9条（総会）

総会は毎年4月に会員の過半数の出席により開催し、次の事項を決議する。決議は出席者の3分の2以上を必要とする。また、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することが出来る。

- ①事業計画および事業報告
- ②予算および決算
- ③役員を選出
- ④会則の改正
- ⑤その他重要事項

第10条（経費）

本会の経費は次に定める会費その他の収入をもってこれに充てる。

- ①会員は会費として、月額2,500円を支払う。
- ②新入会員については、入会金として2,000円を貰い受ける。
- ③会員は、経費が発生する臨時の行事に参加したときは、その都度実費を支払う。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条（協議）

この会則に定めのない事項で疑義が生じたときは、役員間で協議するものとする。

附則 この会は昭和47年12月1日より施行する。

平成3年 6月一部改正
平成7年10月一部改正
平成11年6月一部改正
平成13年4月一部改正
平成18年4月会費改定
平成24年4月一部改定
平成25年4月一部改定